

(第一類 第二号)

第一回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會議録第二十九号

昭和二十二年十月三十日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 高岡 忠弘君

理事 川橋豊治郎君 理事 松野 頼三君

理事 眞造君 菊池 重作君

久保田鶴松君 松澤 兼人君

大澤嘉平治君 千賀 康治君

中垣 國男君 小暮藤三郎君

大村 清一君 中島 守利君

小枝 一雄君

出席政府委員

内務事務官 林 敬三君

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

警視總監 齋藤 昇君

専門調査員 有松 昇君

治安及び地方制度委員會議託 吉田嘉市郎君

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第七三號)

最近の治安状況に關する説明聴取

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

過日笠原委員から質問の、治安問題に關する警視總監からの答辭があり、すから……

○齋藤説明員 先日笠原委員から御質問がありました神田の龍名館の館内における賭博の容疑事件につきまして、私の方で調べました結果を御報告申し上げます。大體は笠原委員のお尋ねの通りでございます。すなわち九月の二日の午前三時から、お茶の水派出所の某巡査が警視廳勤務に服しまして、龍名館附近に参りましたところが、旅館の塀の内で、砂利を踏みしめるような音がいたしましたので、忍び込み窃盗が邸内を徘徊して行くのではないかと考へて、もし出て来たらこれを逮捕しようというので、待ち構えて警戒をしておりましたところが、何者も外部に出て来る氣配がありませんし、内部からは賭博を行つてゐるのではないかと考へて、なお内偵をしておりまして、その後容疑が相當濃厚でありましたので、附近の小川町の派出所から、勤務中の巡査二名の協力を得て内偵を續行いたしました。さらに本署に連絡をいたしまして、保安係の某巡査の應援を得まして、四名協力して邸内にはいりまして、午前四時三十分、容疑者四名が花札を使用して勝敗を争つてゐる現場に、場錢と思はれるようなものは何にもありません。證據品といひましては、花札と碁石だけでありましたが、本署へ任意同行を求めまして、容疑者の同意を得まして本署に同行いたしました。そこで宿直の主任警部補が、同行して参りました巡査と立會の上、取調べを始めたのでありますが、その結果によりまして、容疑者は、國會が休會となりまして、互いに郷里に引揚げますので、親しい友人同志が集まつて談笑する目的で、酒を飲みながら互いに話合つておつたものであります。俗に八十のはか花といつておりますが、その方法で競技を始めたものであります。花札で勝敗を争つております中に、四名の中の誰かの發意で、勝負をやるのに何か賭けなくてはならないといふので、それでは負けた方が勝つた者に御馳走をしようといふことで、傍らにあつた碁石を利用して勝敗を明らかにしておつたものであります。互いに何を御馳走するとか、金額にしてどのくらいのものとかいふような取極めもなく、單なる娛樂のためのものであります。調査の結果果賭博と認めますのは、何ら證據がありませんので、六時三十分ごろ歸宅せしめ、不問に附したといふことでございまして、警視廳の方をいたしまして、この報告をよく審査いたしました。そして、神田署の處置は妥當である、かように考へております。御報告申し上げます。

○川橋委員 ただいまの御報告は大體了承いたしました。賭博問題に關連しまして、希望を述べたいのであります。最近に行われた防犯週間を通じて、全国的に兇惡な犯罪は多少減退の兆候が現れております。また一面檢舉率が相當上昇したことは、まことに慶賀に堪えない次第であります。ところが賭博が最近、都府を通じてさかんに行われておるといふことは、これは見逃すべからざる事實であります。至る所にさういふことがさか

んになつております。その賭博がさかんにになりましたその上に、賭博に要する資金と申しますか、さういふものを調達するために窃盜あるいは強盜が行われ、その結果地方では、都合でもさうだと思ひますが、古著屋が非常にさかんになつております。賭博と強盜と古著屋、これは一つの關連狀態であるような傾向を示しておるのであります。さういつたような犯罪の動機が賭博に原因することが相當顯著なことを、各方面の情報によつてはつきりと頭に入れておるのであります。今のやうな社會で、さういふ射倖心がさかんになることは、これはやむを得ないことと存じますが、しかしながらその射倖場がさかんになる結果、いろいろな方面にいろいろな現象を見受けられます。あるいはそれが生産にも影響する、各方面に相當影響を齎しておると思ふのであります。従つて賭博の取締については、一段の努力を要すると存じます。これについて、總監のこれに對する今後の取締についての決意を促すのであります。またこれについて、總監におかれまして何かお考へがあれば、この際承つておきたいのであります。

○齋藤説明員 最近賭博が非常にさかんに行われておるのじやないか、またこの賭博の齎らす社會的な惡影響についてお話がございましたが、私もさつたく同感に存じます。かような世相のもとにおいて、各種犯罪が増加をいたしておりますことは、まことに遺憾であります。ありますが、また一面やむを得ない世相の反映であると思へておりますので、われわれはこれが防犯及び檢舉に萬全を盡さなければならぬと考へております。中にも御指摘のように賭博は、正常なる企業心と申しますか、まじめに働こうという氣持を少くいたしますのみならず、これがひいていろいろ社會惡を増してまいりますので、私といたしましては、賭博についてはさらに今までより以上の方をいたしまして、これが事前の豫防並びに檢舉に力を盡したいと考へております。事前豫防につきましては、賭博の犯罪の行われやすいやうな所に對する各種の措置も、必要であると思へておるのであります。御指摘の通り、できるだけ力を注ぎまして、かような犯罪の少くなるやうにいたしたいと考へておる次第であります。

○坂東委員長 ただいま山警保局長が来ておりますから、一般治安状況についても質疑をしていただきます。

○川橋委員 今委員長が申されましたやうに、最近の一般治安についての状況を御發表願いたい。殊に水害地の治安はどういう状態でしょうか、これも御調査の範圍内において御發表願いたい。

○久山政府委員 最近の一般治安の状況について簡単に御説明を申し上げます。殺人とか強盜とか放火といふやうな兇惡犯罪が、社會情勢の反映からいたしまして、遺憾ながら減少をいたさないものであります。毎月平均いたし

まして千件内外の発生を見ておるような状況であります。殊に拳銃などもちます最も悪質な犯罪も、これは漸次少くなつてきておりますが、それでもなお月に百件内外はあるのでありまして、兇悪なる犯罪の横行ということについては、治安上非常に憂慮をいたしておるような状況であります。犯罪自體の発生を豫防いたしまして、これを少くするということにつきましては、現状のような社会情勢が續きます限り、これはなかなか容易なことではないのであります。もちろん警察といたしましては、これが豫防のために、いろいろの努力を續けなければならぬのでありますけれども、まず現在のところでは、殊に兇悪なる犯罪を徹底的に検挙をいたすということに主力を注がねばならぬのでありまして、これにつきましてはいろいろの工夫努力を重ねておるのであります。一時非常に検挙件数が減りました、心配をいたしておつたのでありますけれども、これも新しい刑事訴訟の手續なり、その他新憲法の精神に、ようやく一般警察官も習熟するにつれて、漸次検挙の件数も上つてまいつておるのであります。最近におきましては、大體八〇%ぐらいまでは検挙をいたしておるような状況であります。もちろんこれは、こういう程度で満足すべきものではありません、少くともこういう殺人とか強盗とかいうふうな兇悪な犯罪につきましては、ただの一件でもこれが検挙されないというふうなものがなければならぬと考へておるのであります。ちやうど十月一日から一箇月間にわたりまして、兇悪犯罪を掃蕩す	期間と定めておる、全国的にできるだけ警察力を動員いたしまして、今まで未検挙でありました兇悪犯人、殊に指名犯人などの逮捕につきまして全力をあげてやつておるのであります。近くその成果がわかると思いますが、現在までいろいろ報告のあります状況によりまして、非常に成績を上げておるのであります。警察廳などは殊に検挙二四一%というふうな非常な好成绩を上げておるのであります。未検挙でありました兇悪犯人の逮捕等も相當成績を上げておるのであります。そういうふうな、ある期間を限りまして全力をあげて掃蕩をするというふうな方法は、常時そういうふうなありたいのでありますけれども、全期間を通じて全力をこれに注ぐということもできない事情もあつたので、こういうつたような方法、その他一般の刑事警察官の素質の向上なり、新しく動員をいたします場合の刑事警察の充實というふうなことが相まちまして、少くともこの兇悪犯罪につきましては、できるだけ検挙率を高めて、治安の確保をはかると同時に、現在の社会情勢というものが、こういうつたような犯罪の敢行をさせる原因になるのでありますから、そういう基礎であり得る社会情勢においても、できるだけそういう原因の除去に、これはひとりで警察と申すだけではありせん、一般民衆も一體が、そういうことについての協力をいたすというふうな方面について、さらに一層の工夫をいたしまして、少くとも兇悪犯罪については絶対に検挙するということで、まずそういう面からは安心がいくというふうには、最小限度にもつていかなければならぬ、かように考へておるのであります。	それから、現在暴力團の検挙をいたしておるのであります。これも各府縣それぞれ相當の努力をいたしまして、いろいろ縣によつて検挙した人員などに差がありますが、相當の成績をあげて目星のついた常習的な暴力團は、大體検挙をいたしたのでないかと考へております。もつとも検挙を免れております小さな、つまり大物でない暴力團も、もちろんまだ多數残つておるのであります。またそういう暴力團という組織にいたりません、いわゆる不良の徒輩が、これらよりは社会情勢の反映として順次發生をいたしてまゐるのであります。生じ、絶えずこういう方面について、從來以上に警察としても検挙を續けて、不當なる暴力によつて正常な生活を脅される、不當な損害を受けて泣き入らなければならぬというふうな、社会に寄生したままの害的存在に對しては、今後とも引續いて強硬に取締を續行いたしたい、こう考へておるのであります。	それから暴力團の検挙に關連いたしまして、いわゆるごつごつ新聞と申しますか、言論の自由という、きわめて大切な民主主義の根本原理を惡用いたしまして、恐喝なり強要なり、人の弱味につけ込み、あるいは虚偽の事實を新聞に書くというふうなことをもつて、金品を強喝するというふうなもの、漸次増加をいたしてまいつておるのであります。これもやはり新聞を利用する暴力團というふうな考へて、これの検挙についても、目下各府縣に通報を發しまして取締を加えておるのであります。まだ詳細なる状況は判明いたしておりませんが、これも暴力團の検挙に伴ひまして、漸次明朗化したしますように努力を續けたいと思つておるのであります。	それから水害地の状況についてお尋ねがあつたのでありますが、一時水害に伴ひますいろいろな犯罪が横行いたしまして、警察としても相當の力を加えて、これの豫防検挙にあたつたのであります。さういふ大體水も引きました、それとともとの状態に落つておるといふふうなことからいたしまして、現在はまだ特に水害地に伴う特殊の犯罪と申しますか、治安の悪い状況は認められないのであります。普通の警備状況、治安の状況に復つておる、かように承知いたしておるのであります。 大體、簡単にございまして、最近の治安の状況につきましては、御報告を申し上げた次第であります。 ○坂東委員長 ちよつとここからお尋ねいたしますが、例の街の市場が貸す場合に、間口一間か二間のところを干圓で貸す。それはよいにしても、それに対して二萬、三萬の權利金をとるといふようなことは、常識的にみて非常に暴利であります。それについて何か刑事的に取締するような規定がありますか、またどういふような方針をとつておるのでしよう。 ○久山政府委員 これは今私の承知いたしております限りでは、もちろん嚴格な意味合で、そういう權利金というものを家賃というふうなことに考へるべきものでないと思つておるのであります。實際の社会の實情をいたしましては、相當な權利金がつくといふのは、今日の實情から申しますれば、常識化しておると思つておりました。要はその當不當といふことにならうと思ひますが、著るしく高い權利金をとつておるといふことは、例あるいはその實態によりましては、例の地代家賃等の取締令というものに觸れてくる場合もあると思ひます。あるいはそれがどういふ形で行われておりますか、おそく取締をいたします法律といたしましては、地代家賃等の統制に關します法令以外にはないと思つておる、かような状況が、さういふ法令に眞向からそれが觸れますかどうですか。それは具體的な事實によりまして、よく研究をいたしませんとわかりませんが、おそくさういふ非常に不當な權利金をとつておるといふことは、どういふ形でか抑えていくということをしなければならぬと思つておる、ただいまそれを取締る法律があるかどうかという點につきましては、おそく地代家賃等の取締令というものの以外にはなからうと思つておる、それにつきましては具體的に研究をいたしてみたい。かように思ふ次第であります。 ○坂東委員長 なお一點お伺ひいたしますが、露天商の親分、やみ市の親分が、ほんの小さいものからでも、場賃として一日に二十圓、三十圓と申すものですが、あれはさういふ法の根拠があるのですか。 ○久山政府委員 これは、私のものは權利はないわけでありまして、いわゆるなわ張りと呼ばれる場賃をとるといふものは、これは法律上のとり得る根拠はおそくないのであります。いわゆる
--	---	--	---	---

る類でとるというだけのことでありまして、正當にそこに何か設備をするなり、何かその露店を出すについて利益になるというような施設が行われ、またそれをお互いが承認してそこに店を張る限りにおきましては、一定の手數料を拂ふことはございまいしうけれども、何れもそういうことなくして、ただその場所を店を開くことについて一定の金錢を強要することは、今取締りをいたしておりますところの、暴力團がやつておられますいゆる類による、なわ張りによる恐喝と申しますか、金錢の強要でありまして、そういうものは全然法律的な保護を受けるべき根據はないと考えます。

○坂東委員長 今のことはつきましては、實は關係方面の當局も、しばしば委員長たる私に注意されたのであります。これは適當な方法をもつて取締らなければならぬと思ひます。いゆる街の親分というだけで、根據も何もありません。それをそういうような不當な金をとつておるのはけしからぬ。従つて、その根據がない以上はまた根據があつてはならぬが、ない以上は當然こんなものは取締らなければならぬと思ひますが、政府はその方針でやつておられますか。

○久山政府委員 そういふわけです。○坂東委員長 ほかに治安について御質問ございませんか。それでは治安の問題は本日はこの程度で終ります。

○坂東委員長 次は地方自治法の一部を改正する法律案であります。

〔速記中止〕
○坂東委員長 なお私から申し上げますが、地方公共團體の協議會の點であり

ますが、第二百九十八條の全文を申し上げますれば「地方公共團體は、地方公共團體の事務又は地方公共團體の長の權限に屬する國、他の地方公共團體その他公共團體の事務の連絡調整を圖るため、その協議により、規約を定め、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府縣知事の許可を得て、地方公共團體の協議會を設けることができる。公益上必要がある場合においては、内務大臣又は都道府縣知事は、政令の定めるところにより、地方公共團體の協議會を設けることができ

る」という規定であります。この協議會といふものを自發的にやるべきもので、法律の規定によつて組織的にせよる必要はない。そういうわけでありまして、しかしこれは相當な問題でありますから、十分協議をすることを申して實は歸つたわけでありまして、従つてこの點につきまして一應政府側の見解を聴いておく必要があると思ひます。

○林(敬)政府委員 ただいま伺いました二つの點について、今伺いましたところによりまして政府の氣持を申し上げたいと存じます。第二百九十八條以下に地方公共團體の協議會というものの規定が三つと三百四條まであります。これを全部削除してはどうかというのが第一の御意見であると存じます。これにつきましては、すなわち府縣同士で連絡調整をはかり、共同の歩調をとつてやつていくというやうな何かの組織が必要なのではないか、あるいは府縣と市町村の間でやういふ共同の組織をつくつて、歩調を一にし連絡を密にする必要があるのではないか、あるいは、市町村相互の間で連絡調整

をはかるといふ必要があるのではないか、こういうふうな趣旨からこれらの規定が設けられておるのであります。特に地方行政協議會あるいは地方行政事務局といふものを廢止されまうと、その間どうしても連絡が不十分になる、こういうことも考えられまして、特に地方自治法の制定にあたりまして、かような規定が設けられておるわけでございます。ただその中に、二百九十八條第二項に「公益上必要がある場合には、内務大臣又は都道府縣知事は、政令の定めるところにより、地方公共團體の協議會を設けることができる」という規定もありません。

この規定も一應必要ありということであつたのであります。この點につきましては、その後研究いたしました結果、でき得る限りこういうものは自發的につくらせる方がよいという結論に到達いたしました。今同の地方自治法の改正案におきましては、その點を、強制設立の規定を削りまして、それからまた協議會を設けるときは、その上級官廳の許可を得ること二百九十八條第一項でなつておりますが、それも、「許可を得て」といふのを削り、それで、中央は何ら干渉しない、しかしながら、全委員長から御話がありましたやうに、地方公共團體同士で相互に連絡調整を密にするために自發的にやういふものを設けるときは、大體やういふ形でやつたらいいだらうというやうなこと、この規定を存置しておく方が一番適切ではないか。かように考えた次第であります。なお三百條のところで、会長、副会長の選任の規定がござい

ます。その他三百四條あたりのところにも若干の修正を加えて改正案をここに提出してあるわけでございします。これは、今御話がありましたやうに、理想的なき方としては、地方公共團體が自主的に、やういふものをお互いにつくる必要があると思つたときは、つくるというのはいいのであります。それをやはり自治法の中に書いておきますと、公に法律上認められた會合、協議會といふことになつて、それだけ權威ももち、信用ももち、また全體として全國的に見てもある程度の歩調が合ひ、やういふところにその長所があるところと存せられるのであります。しかしながら、さらにまた逆の方面から考えますと、自主的につくるものだから法律に書かないでもいいのではないかと。なるほどどういふ議論も成り立つと思ひます。その點はぜひどうであらねばならぬといふほど強いことは、私もよく考へておりましたが、いづれが適切であつておることになれば、やはり強制を伴わないものであり、命令を伴わないものでありまして、任意的に自主的につくるものでありまして、そこに一つの基準を示して、できるだけやういふものに合せてつくつたらどうですか。しかしまた、これ以外の任意的な協議會をつくつてもかまわない、こういうふうにするのがよいのではないかと、やういふ目下考へております。しかしさういふ御話もございします。よくと委員會の方々と御相談をいたしました上で、政府の確定的な態度をきめるやうにいたしてまいりたいと存じます。

それから第二番目の問題は、附則の第六條で地方自治法が施行になりますと、地方廳に勤めておられます官吏が公吏になるわけであります。そこでそのとき、一々辭令を用ひまして公吏から公吏になるというのをやるのは、まことに煩にたえないのであります。で、この法律でもつて、その當時おる者は引續いて公吏になつて、そこにいておることにするといふ便宜規定を設けるわけでございます。これを削つてはどうかという御話のやうであります。これはいゆる経過規定でありまして、すなわちこの法律を施行しました五月三日において役に立つた規定でございます。今日においてはこれは死文でありまして、もう今後においては適用のないといひます。五月三日のみ適用のあつた法律なのであります。條文整理の意味でこれを削除するにおいては一向私どもも、異議はございしません。しかしやういふ経過規定でありますから、強いて削除しなくても、そのまま放つておいてもいいのではないかと。私も十分その眞意を捕捉するの

に苦しむのでありますけれども、これは五月三日に官吏から公吏になるときの経過規定でありますので、あるいはやういふものは要らない、今になつては何も使わぬから置いておいてもいいことである、削つてもよろしいと存じます。また何も要らないからそのやま置いておいてもいい、ということであれば、置いておいてもいい、かやうに考えます。

○坂東委員長 ただいまの點であります。先ほど申しました通りに、まだ十分に討議をしてしかなるべきものでありますから、御意見があらまうならば、この際お願いいたします。他の點につきましては御質疑があらまうならばお願いいたします。なおこの地方自治法は、すぐにお質疑終了には至らぬと思

ひますが、き、一々辭令を用ひまして公吏から公吏になるというのをやるのは、まことに煩にたえないのであります。で、この法律でもつて、その當時おる者は引續いて公吏になつて、そこにいておることにするといふ便宜規定を設けるわけでございます。これを削つてはどうかという御話のやうであります。これはいゆる経過規定でありまして、すなわちこの法律を施行しました五月三日において役に立つた規定でございます。今日においてはこれは死文でありまして、もう今後においては適用のないといひます。五月三日のみ適用のあつた法律なのであります。條文整理の意味でこれを削除するにおいては一向私どもも、異議はございしません。しかしやういふ経過規定でありますから、強いて削除しなくても、そのまま放つておいてもいいのではないかと。私も十分その眞意を捕捉するの

に苦しむのでありますけれども、これは五月三日に官吏から公吏になるときの経過規定でありますので、あるいはやういふものは要らない、今になつては何も使わぬから置いておいてもいいことである、削つてもよろしいと存じます。また何も要らないからそのやま置いておいてもいい、ということであれば、置いておいてもいい、かやうに考えます。

○坂東委員長 ただいまの點であります。先ほど申しました通りに、まだ十分に討議をしてしかなるべきものでありますから、御意見があらまうならば、この際お願いいたします。他の點につきましては御質疑があらまうならばお願いいたします。なおこの地方自治法は、すぐにお質疑終了には至らぬと思

います。おそろくは種々各方面の意見も総合し、また諸君の意見をも総合して、相違多数の修正をせねばならぬことになるかも知れませんが、なお質疑は終了せずにしばらく置かなければならぬと思います。

○門司委員 さつきの委員長のお話ですが、これは全然制することも差支えないと思いますが、たとえば自發的にやるにしても、何かやはりそういうものをこしらへておいてもよい。ごく簡単な規定でもなければ非常に困る問題が方々にできやしないか、その點について伺います。

○林(敬)政府委員 今の門司さんのお話のように私も考えるのでありまして、やはりあつた方が便利ではないかと考えるのであります。しかしなければ困る——絶対に困るというほどのことではやはり同じようなものを自發的につくりさえすればそれでよろしいわけでありまして。しかし私はあつた方が便利であり、より適切ではないか、この程度に考えております。

○川橋委員 この自治法の改正は、ただいま委員長のお話の通りに、さらに相當廣汎な改正があるらしいのです。さらにわれわれは慎重審議を要すると思ひますから、本日はこの點につき

しては、なお考究の餘地を與えていただきます。前回の委員会で私から、自治法二百六十一條並びに二百六十五條の問題につきまして質問を留保しておきました。この問題は、この兩條文の母法と申します憲法第九條に關連いたしまして相當議論がある問題であります。すなわち二百六十五條の特別市制制定の場合における住民投票の問題、これについては前々議會における

新憲法の審議にあたりまして、金森國務相の言明並びに、この春の議會における參議院のこの自治法の審議における鈴木行政課長の解釋と、本年七月二十四日に現内閣から發表されました見解並びに、前回の委員会で林地方局長から發表されました見解等と、全然正反對なことになるのであります。すなわちこの國民投票は、元來當該市の住民投票であるという解釋でありましたのが、今申しますように、政府の見解並びに地方局長の解釋が全然これと反對に、府縣住民の投票ということになつております。この點についていろいろ議論はございますが、これはただいまの客觀的情勢と申しますか、いろいろな情勢で、これ以上私はこの點についてつづこんで質疑することを避けたいと存じます。なお情勢の推移によつて、この問題につきましては私の意見も述べ、かつさらに質疑を續行したいと思ひます。本日はこの問題についての質問は中止いたします。他日を期してこれに對する質問をいたします。

○坂東委員長 他に御質問はございませんか。

本日はこれをもつて散會いたします。次會の日程は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時三十八分散會